

大規模災害時における市町村行政機能の確保に関する検討会 開催要綱

第1 目的

現状では、大規模災害時に、市町村の行政機能を確保していく上で必要な情報（首長等幹部の安否、庁舎の損壊・移転状況、通信手段の確保状況等）を、政府として把握する方法が体系化されていない。今後発災が想定される大規模災害を念頭に、これらの情報を把握する目的、方法等について有識者及び地方公共団体の担当者と意見交換を行う。

第2 構成

検討会の構成員は別紙「構成員名簿」のとおりとする。

第3 座長

- (1) 検討会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。

第4 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に検討会への出席を求めその意見を聞くことができる。
- (3) 議事要旨のみを公開とする。

第5 その他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治行政局市町村課において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が定める。